

令和8年8月診療分から

高額療養費制度が変わります



「月額上限額」の変更および「年間上限額」が新設されます。

高額療養費制度とは

1か月の保険診療の自己負担額が上限を超えたとき、超えた額が支給される制度です。上限は年齢・所得で異なります。

※入院時の食事代、差額ベッド代、文書料、保険外診療などは対象外となります。

今回の主な変更

1

月ごとの上限額が変更されます

所得区分ごとの月額上限額は変更されますが、多数回該當時の上限額は変更ありません。

【例】 70歳未満 ・ 年収約370万～770万円 / 総医療費100万円の場合

これまで

87,430円

→

8月診療分から

92,940円

※計算式：85,800円 + (総医療費 - 286,000円) × 1%

2

1年単位の「年間上限」が新設されました

毎年8月～翌年7月の自己負担額を合計し、上限超過分は加入保険者から還付されます。

【例】 上と同じ所得区分の場合

年間上限 **530,000円**

多数回該当は据え置き

上と同じ区分の場合、
4か月目以降 44,400円

受診前・受診中にご確認ください

- マイナ保険証 または 限度額適用認定証をご利用ください
- 還付方法・手続きは加入保険者へお問い合わせください
- 領収書・明細書は大切に保管してください

令和8年8月～令和9年7月

新しい自己負担上限額

年収は目安です。

実際の所得区分は、標準報酬月額・課税所得などにより加入保険者が判定します。

70歳未満

所得区分はア～オで確認

所得区分・年収の目安	月額上限（世帯） 《 多数回該当 》	年間上限 （世帯）
区分ア 約1,160万円～	270,300円 + （総医療費 - 901,000円）×1% 《 140,100円 》	1,680,000円
区分イ 約770万円～1,160万円	179,100円 + （総医療費 - 597,000円）×1% 《 93,000円 》	1,110,000円
区分ウ 約370万円～770万円	85,800円 + （総医療費 - 286,000円）×1% 《 44,400円 》	530,000円
区分エ ～約370万円	61,500円 《 44,400円 》	530,000円※
区分オ 住民税非課税	36,900円 《 24,600円 》	290,000円

70歳以上

外来上限は個人 / 月額・年間は世帯

所得区分・年収の目安	外来上限 （個人）	月額上限（世帯） 《 多数回該当 》	年間上限 （世帯）
現役並みIII 約1,160万円～	—	270,300円 + （総医療費 - 901,000円）×1% 《 140,100円 》	1,680,000円
現役並みII 約770万円～1,160万円	—	179,100円 + （総医療費 - 597,000円）×1% 《 93,000円 》	1,110,000円
現役並みI 約370万～770万円	—	85,800円 + （総医療費 - 286,000円）×1% 《 44,400円 》	530,000円
一般 ～約370万円	22,000円 （年216,000円）	61,500円 《 44,400円 》	530,000円※
低所得II 住民税非課税	11,000円 （年96,000円）	25,700円 《 24,600円 》	290,000円
低所得I 非課税・一定所得以下	8,000円	15,700円	180,000円

※年間上限が41万円となる場合

区分エ・一般で年収換算額が約200万円以下に該当することが確認された方は、令和9年8月以降に還付（償還払い）されます。

所得区分の確認方法

マイナポータル > 健康保険証 > 「限度額適用認定証関連の情報」でご確認いただけます。

令和9年8月以降、所得区分がさらに細分化される予定です。

社会福祉法人 石井記念愛染園 附属 愛染橋病院 TEL 06-6633-2801（代表）